彩の国さいたま

彩の国

Smile通信

- 建設資材リサイクル法の施行に備えて
- 早急な産業廃棄物適正処理体制の確立が必要

vol.12

建設資材リサイクル法の施行に備えて

〃受注の環境を変える！〃

前号（十一号）のスマイル通信で「住宅産業を変える六つの新法・改正法の意味」と題して、これからの住宅産業の「あり方」を左右すると思われる極めて重要な「六つの法律」の概要について特集しました。

その中で、特に住宅建設に伴って発生する産業廃棄物の処理の問題は、これからの住宅産業にとっては重要な課題であるので別に特集を組んだほうが良いのではないかとの意見が多く出されました。そこで、今回のスマイル通信十二号では、この産業廃棄物処理の問題、とりわけ改正廃棄物処理法及び間近に施行を控えた建設資材リサイクル法への対応について特集することとなりました。

長引く景気低迷のなか、住宅産業は厳しい経営環境に置かれています。また、住宅の「優良ストックの形成」を図るとする新しい住宅政策の方向性は、私達「住宅産業」に対して一層の「自助努力」と、新しい時代に対応する経営スタンスの構築を要求してきています。

これに加え、昨年の5月に「循環型社会形成推進基本法（循環型社会基本法）」を頂点として整備された「環境関連法体系」により、住宅生産に伴う「環境負荷責任」も果たさなければならないこととなりました。

とりわけ「循環型社会基本法」は「環境基本法」の理念をうけて、国民の全てに廃棄物処理の適正化を義務付けるとともに、生産者（排出事業者）には、その生産過程はもちろんのこと、その生産後の最終処分に至るまでの責任を義務付けた「拡大生産者責任（EPR）」も明確に規定しました。

これにより生産者は、新たな「環境責任」が突き付けられると同時に循環型社会に対応した新たな生産体制の構築が求められることとなりました。

この循環型社会基本法の考え方を建設業界（住宅産業）に於いて具体的に実践させようとして制定された法律が「建設資材リサイクル法（建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律）」です。

建設業界、特に住宅生産に係わるリサイクル率は他産業に比べ極めて低く、最新の調査では一年間に排出される「産業廃棄物」の約五十％が建設業から排出されるものだとの報告がされています。また、不法投棄された産業廃棄物の種類の約八十％が建設工事に係わる産業廃棄物で占められているのも現実です。

「建設資材リサイクル法」の施行に先がけて本年4月から全面施行されている「廃棄物処理法（廃掃法）」も昨年5月に大幅に改正され、整備された「環境関連法体系」のなかで「廃棄物の適正処理の原則を定める」法律としての性格付けを色濃くしています。今後の循環型社会の形成に向け、国民が遵守しなければならない廃棄物処理の原則を規定する役割を今回の改正で与えられました。

「循環型社会基本法」の「拡大生産者責任」は、「廃掃法」では「排出事業者責任」の強化として具体化され、これまでのように処理費が安いことを条件とした産業廃棄物の不適正処理（不法投棄）については、その結果責任として、依頼した排出事業者にも「連帯責任」を負わすことで、産業廃棄物の処理の適正化を進めようとしています。いいかえれば「不適正処理の防止を生産者自らが担う形の政策手法」により、産業廃棄物の処理の適正化が進められる訳で、判断を誤れば事業の継続すら危ぶまれることとなりかねない事態となることが予想されています。

「安易な委託処理には高いリスクが伴う」ことを知っておかなければなりません。「建設資材リサイクル法」でも、法の基本理念のなかで発生した建設資材廃棄物は「廃棄物処理法」に基づいた適正な処理を行わなければならないと定めています。

「建設資材リサイクル法」は、建設工事現場から排出される建設資材廃棄物の再資源化（リサイクル）を促進することで、環境負荷の少ない住宅建設のシステムを構築することを目的として制定される法律です。

図Ⅰで示すとおり、法で定められた「特定建設資材（コンクリート・アスファルト・木材の3品目）」を使用する新築工事（床面積が五〇〇㎡以上のもの）及び土木工事（施工金額五百万円以上のもの）並びに特定建設資材が使用されている建築物（床面積八〇㎡以上のもの）の「解体工事」に於いて「特定建設資材」の廃棄物の「現場分別」が義務付けられ、更に「解体工事」については「特定建設資材廃棄物」の「分別解体」が義務付けられ、その施

工方法についても法で定める「分別解体施工基準」に従って行わなければならないこととなります。またその処理は「廃掃法」の規定に基づいて行われることとなりますが、特定建設資材３品目については「再資源化」処理が義務付けられることとなり、適正な委託処理が基本となります。（許可を持たない業者への委託はそれ自体違法となります。）

次に、建設資材リサイクル法の最大の特徴は、住宅建設に伴って発生する産業廃棄物の減量化及び再資源化に関して、住宅産業に係わる全ての関係者（発注者を含む）のそれぞれが果たすべき「役割分担」を明確に規定し、その義務を具体的に定めているところです。特に住宅建設の「発注者」である「施主」については、循環型社会基本法の主旨を適用して自らの住宅建設に係わる廃棄物処理と再資源化にかかる「費用負担」を義務付け、更にその発注する受注者（元請業者）に対しては「建設資材廃棄物の発生抑制・分別解体の実施・再資源化の促進を図るように明確に指示を与えるように努めること」を義務付けています。

これにより建設資材リサイクル法では、特定建設資材を用いた「対象建設工事」については、工事着手７日前までに発注者（施主）自らが事前に届出を出し、審査を受けることが義務付けられ、受注者（元請業者）による代行申請は認められないこととされています。

反対に受注者（元請業者）は、この事前届出に要とされる法定事項の全てを記載した「書面」を発注者に交付して「説明」すると共に、当該請負工事の「工事請負契約書」にも建設業法で定める契約条項の他に、同様の事項を記載して契約しなければならないとされています。

更に受注者（元請業者）は、発注者に対して特定建設資材のリサイクルが完了したことを「書面」で「報告」することが義務付けられており、もし「書面」による報告に不備があった場合には、発注者は都道府県知事に対して、受注者（元請業者）に適切な措置を講ずることを要求することができることにもなっています。

従って、建設資材リサイクル法が施行された後には「図Ⅱ」で示すとおり、「対象建設工事」については産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付しない「不適正処理（違法行為）」を前提とした「工事請負契約」はあり得ないこととなるばかりか、「発注者」（施主）からの信頼を失い工事契約そのものを「無効」とされることを承知しておかなければなりません。

一方、現行の「建設業法」では、一件五百万円以下の解体工事については、許可が不要となっています。また実際の木造家屋の解体工事では五百万円もかからないのが普通です。しかし、建築基準法では発注者に届出を義務付けていますが、廃棄物の処理方法までの記載義務はこれまではありませんでした。ここに「不適正業者」の参入する余地が生じたのも事実です。何の資格も持たず経験もない「不適正業者」を活用し、はびこらせた発注者（元請業者）の姿勢が問題とされています。

「建設資材リサイクル法」は、こうした現行法の不備を是正して解体工事業を営もうとする者に対して「登録制度」の新設を行います。この「解体工事業者」は法で定める「分別解体施工基準」を遵守して、特定建設資材の再資源化に努めなければなりません。

また、「対象建設工事」に含まれる解体工事は、登録を受けた「解体工事業者」でなければ施工できなくなります。ただし、「建築工事業」・「土工工事業」・「鳶・土工工事業」の建設業許可を受けている者は解体工事業の登録をする必要はありませんが、その要件を満たすために「建設業法」の遵守が求められることになります。

以上、詳細については次頁「建設資材リサイクル法の概要」をご覧下さい。具体的な「基準」に関する「省令」の告知は本年の６月以降とされ、全面施行は来春とされています。

（広報部会長　鈴木　由城）

［図－Ⅰ］建設資材リサイクル法施行後の産業廃棄物適正処理の流れ

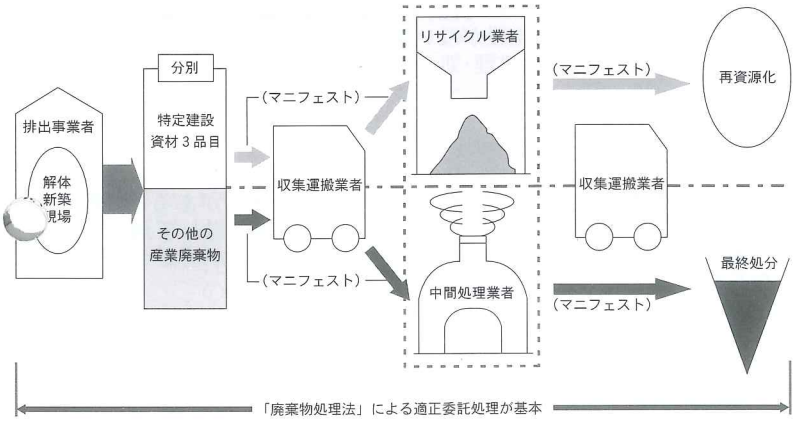

［図-Ⅱ］工事契約書への解体工事等の記載のフロー

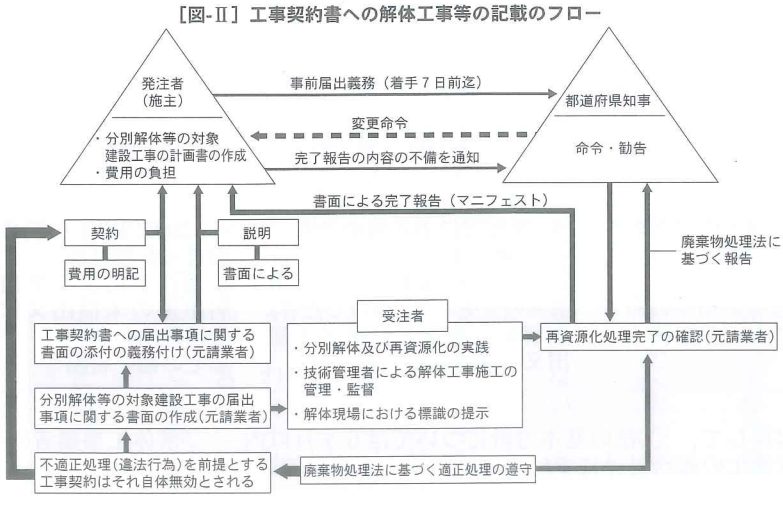

建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律(建設資材リサイクル法)の概要

Ⅰ 発注者の費用負担

建設資材のリサイクルに関して

住宅建設に係わる関係者の果たす役割分担の明確化(法 第2章:基本方針)

1.建設業を営む者の責務(法 第5条)
①建設資材廃棄物の発生抑制
②分別解体の実施
③再資源化に要する費用の低減化及びリサイクル資材の活用

2.発注者の責務(法 第6条)
発注する建設工事の、
①分別解体の費用負担
②建設資材廃棄物のリサイクルの費用負担
③リサイクル資材使用の促進

Ⅱ 分別解体等の義務化

"特定建設資材"を用いた建築物の解体工事又は新築工事に

分別解体の実施と現場分別を義務付け
(法 第3章)

1.建築物に使用されている又は使用する「特定建設素材」(コンクリート・アスファルト・木材の3品目)を「分別解体」により現場分別することを義務付け(法 第9条)

2. 分別解体等に含まれる建設工事とは、①床面積80㎡以上の解体工事、②床面積500㎡以上の新築工事、③施工金額500万円以上の土木工事…の受注者に「分別解体」が義務付け (対象建設工事」という〜自主施工者も含む:法 第9条)

3. 分別解体は法で定める「分別解体施工基準」に従って実施しなければならない
(法 第9条)

4.これまでの「建設機械」による「ミンチ解体」は禁止、具体的な分別解体の仕様をまとめた「分別解体施工マニュアル」が策定される

Ⅲ 事前届出制の実施

対象建設工事に関する

発注者による事前届出の義務付け
(法 第10条)

1. 発注者は対象建設工事について、工事着手7日前までに都道府県知事に省令で定められる事項について届け出なければならない

2. 工事発注者による「代行申請」は認められない

3. 事前届出が必要とされる事項
①解体工事…解体する建築物等の構造
②解体工事…排出される建設資材の見込量
③新築工事…使用する特定建設資材の種類
④工事着手の時期及び工程の概要
⑤分別解体等の計画内容
⑥その他省令で定める事項

4. 工事受注者は発注者に対して、上記「事項を記載した書面」を事前に交付して、届出に係わる事項に関して説明しなければならない (法 第12条)

Ⅳ 契約書への記載義務

「分別解体」等の

工事請負契約書への記載の義務付け (法 第13条)

対象建設工事の工事請負契約の当事者は、建設業法に定める契約事項の他に、分別解体等の方法並びにその費用及びその他省令で定める事項を「書面」に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない
(内容を変更する場合も同様)
※**[図-Ⅱ] 工事契約書への解体工事等の記載のフロー** 参照

Ⅴ 再資源化義務

特定建設資材3品目の廃棄物処理に関しては

工事受注者へ再資源化実施を義務付け (法 第16条)

1. 工事受注者は特定建設資材3品目の廃棄物の処理については全て「リサイクル」しなければならない

2.但し、「木材」の廃棄物(指定建設資材廃棄物)については、省令に定める場合(近くにリサイクル施設がない場合等)に限り、リサイクルに代えて「処理・処分」する事ができる

Ⅵ 発注者への報告義務

元請業者の発注者への再資源化完了報告の義務付け (法 第18条)

1.対象建設工事の元請業者はリサイクルが完了した時点で、省令に定めるところにより、発注者に「書面」で報告しなければならない

2.発注者は、この報告に不備があると判断した場合には、都道府県知事に対して適当な措置を講ずることを求めることができる
(法 第18条の②)

Ⅶ 解体業者の登録制度の新設

解体工事業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならない
(法 第21条)

1.解体工事業者は、解体工事の施工技術の確保に努めなければならない
(法 第30条)

2. 解体工事業者は、解体工事の施工技術の管理を司る者として「技術管理者」を設置し、他の者を監督させなければならない
(法 第3・32条)

3. 解体工事業者は、その営業所及び解体工事現場毎に、公衆の見やすい場所に、称号・名称・氏名・登録番号・その他省令で定める事項を記載した「標識」を掲示しなければならない (法 第33条)

4.但し、
①建築工事業、
②土木工事業、
③鳶・土木工事業の建設業許可を受けた者は解体工事業の登録は必要としない (法 第21条)
注意:この3業種については登録が不要であるが、左記2〜4については建設業法に基づく対応が求められる

Ⅷ 罰則規定

1.一年以下の懲役又は50万円以下の罰金の者
(法 第48条)
①登録を受けないで解体工事業を営んだ者、
②不正な手段によって解体工事業の登録を取得した者、
③業務停止命令に違反して解体工事を営んだ者

2.50万円以下の罰金の者
(法 第49条)
都道府県知事の命令に違反した者

3.30万円以下の罰金の者
(法 第50条)
①都道府県知事による工事計画の変更命令に違反した者、
②解体工事業者登録の実届出又は虚偽提出の者

4.20万円以下の罰金の者 (法 第51条)
①発注者による事前届出書の未提出又は虚偽提出の者、
②その他…省略

施行期日…施行は、法の公布日(平成12年5月31日)から起算して、 ①法の基本方針については6ヶ月以内、 ②解体工事業者の登録については1年以内、 ③分別解体及び再資源化の義務付けについては2年以内の政令で定める日となる

早急な産業廃棄物適正処理体制の確立が必要

不法投棄現場

不法投棄現場の危険性

そこは、海岸線から内陸側へ二十キロメートルほど入った関東のとある丘陵地帯。現場は県道から二〇〇メートルくらい奥まったところにあり、森に囲まれている。周囲に民家も少なく、一般の人の目には触れることのない、隠れた行為を行うにはもってこいの場所。現場の入口には、行政が施したものか、太い丸太の杭が立ち、これに鉄条網がからめてある。あたかも車両はおろか、人の立入りをも拒んでいるかの様相だ。鉄条網をかいくぐり、歩を進めてみる。幅は大型トラック一台分、長さは十四～五メートルほど車道を経て廃棄物の山が現れた。「山」と言っても車道からの高さは一・五メートルくらいだろうか。ところがそこは、もとの地形が谷地であり、ごみ山の端部斜面は下へ下へと延びている。ざっと見たところ、最も深い沢までは約三十メートル。怖いほどの高さであり、かつ想像を絶する量だ。面積を予測して換算すると、何十万立方メートルかといった容積であることには間違いない。量に圧倒されるだけではない。ところどころから黄色い煙が立ち上っている。風下に立つと強烈な悪臭に鼻が曲がりそうになる。無意識のうちに、体を風上側へと移動させられる。明らかにゴミの腐敗か化学反応による、毒性のある異臭だとだれでも想像がつく。

様々なものが捨てられている。大きなものは乗用車から未使用とわかる食料品や日用品のパッケージまで。中でも気になったのは、点滴用かと思われるチューブがある。つまり、医療系の廃棄物までもが無造作に埋没しているのだ。

この危険極まりない光景に思わず背筋に悪寒が走る。

この投棄現場には頂部がない。平らにならされているからだ。明らかに重機を入れ、転圧をかけた様子が伺える。ゴミの山が細長く、奥の林の間へと延びている。この部分も、転圧したのか平らにならされている。ということは、表をふさがれた不法業者が裏口を設けてまで、さらに投棄を続けようとする計画的な意図が垣間見える。

まさに悪行の極みであると感ぜざるを得ない。

社名入りのイメージシートが…

ほぼ中央部でくしゃくしゃに丸まったシートを発見。広げてみると建設業者の社名が書かれたイメージシートだった。変色や汚れはあるものの、会社名や電話番号までもがはっきりと確認できる。建設業者自身がここへ持ち込んだとは考えにくい。おそらく、現場監督が手配した収集運搬業者や解体工事業者によって委ねられた廃棄物処理業者の不法行為だろう。勿論有償で処理を委託したであろう現場監督は、まさか自社の現場から排出した廃棄物が、不法投棄現場に捨てられているとは夢にも思わないだろう。

廃棄物処理を一旦他人へ任せてしまうと、その行く末までをしっかり管理している建設会社はきわめて少ないのではないか。仮に不法行為が摘発されると、自分はいくら有償で処理を委託したと言っても、社名入りのシートが発見された以上、現状回復費用の負担はまぬがれない。この現場の不法投棄廃棄物を処理するだけでも何十億もの費用が必要だ。危機管理を行うためにも、産業廃棄物の適正処理をしっかり管理する必要がある。

適正処理の管理

自社が排出した廃棄物がどんなルートをたどり、最終的にどう処理されたかを常に明確にしておく必要がある。そのためには、まず信頼できる適正な中間処理業者を選定することが最も重要である。とかく、収集運搬業者や解体業者を信用し、その後の処理先を把握しないケースがあるが、これは最も危険なやり方だ。

中間処理業者はおおむね、収集運搬業の許可を得ているケースが多いので、中間処理とともに収集運搬も任せるほうが手っ取り早い。中間処理業者の選定基準として、住宅解体又は新築工事現場から排出される品目の許可を全て網羅している、総合中間処理工場が望ましい。なぜなら、住宅解体や新築工事現場からは、どうしても現場で分別しきれないものが、混合廃棄物として排出されるからだ。従って、許可済の品目数だけでなく、処理能力、特に選別能力の高さを把握すること、大きなポイントとなる。

そして、中間処理後の持って行き先＝最終処分場の現地視察も必ず行っておく。最終処分場では、許可品目のみが処理されているか、破砕処理が充分に行われたもののみ受け入れているか等を重点としてみると共に、受け入れ終了（例：埋め立て完了）までの期間を確認しておくことも忘れてはならない。

以上の業者とは、産業廃棄物処理委託基本契約を必ず締結しておくこと。この基本契約書こそが自社の廃棄物の適正処理体制を示す証となる。

基本契約書にはそれぞれ業者の許可証を添付して保管しておく。また、許可年月日の更新や委託先の変更があった場合は、随時差し替えのメンテナンスを行う。

また、現場ごとの廃棄物処理ルートの確認になくてはならないのがマニフェスト伝票だ。委託契約書に基づく処理ルートに従って、間違いなく、適正に処理されているかをマニフェスト伝票によって把握する。平成十三年四月一日からは、最終処分が終了して排出事業者に戻されるE票の

産業廃棄物処理委託基本契約書のサンプル

確認により、最終処分までの終了を管理することになる。

つまり、マニフェスト伝票は発行する時点での注文書（将来、注文書とはみなされなくなる可能性があるので注意が必要）であると共に、回収することによって、廃棄物の流れを管理するものであることを認識すべき。

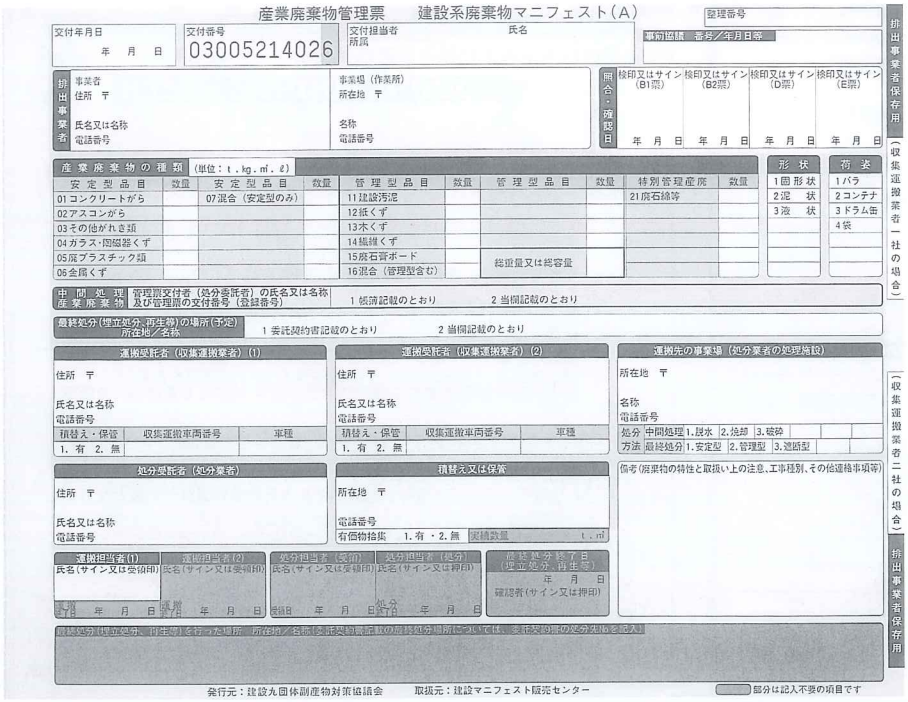
産業廃棄物管理票　建設系廃棄物マニフェスト（A）

交付年月日　年　月　日
交付番号　03005214026
交付担当者所属　氏名
整理番号
事前協議　番号／年月日等

排出事業者　事業者　住所　〒　氏名又は名称　電話番号
事業場（作業所）　所在地　〒　名称　電話番号
照合・確認日　検印又はサイン（B1票）　検印又はサイン（B2票）　検印又はサイン（D票）　検印又はサイン（E票）　年　月　日

産業廃棄物の種類（単位：t，kg，㎥，ℓ）

安定型品目	数量	安定型品目	数量	管理型品目	数量	管理型品目	数量	特別管理産廃	数量
01コンクリートがら		07混合（安定型のみ）		11建設汚泥				21廃石綿等	
02アスコンがら				12紙くず					
03その他がれき類				13木くず					
04ガラス・陶磁器くず				14繊維くず					
05廃プラスチック類				15廃石膏ボード		総重量又は総容量			
06金属くず				16混合（管理型含む）					

形状　1固形状　2泥状　3液状
荷姿　1バラ　2コンテナ　3ドラム缶　4袋

中間処理産業廃棄物　管理票交付者（処分委託者）の氏名又は名称及び管理票の交付番号（登録番号）　1 帳簿記載のとおり　2 当個記載のとおり
最終処分（埋立処分・海洋投入）の場所（予定）所在地／名称　1 委託契約書記載のとおり　2 当個記載のとおり

運搬受託者（収集運搬業者）(1)　住所　〒　氏名又は名称　電話番号　積替え・保管　収集運搬車両番号　車種　1．有　2．無
運搬受託者（収集運搬業者）(2)　住所　〒　氏名又は名称　電話番号　積替え・保管　収集運搬車両番号　車種　1．有　2．無
運搬先の事業場（処分業者の処理施設）　所在地　〒　名称　電話番号　処分方法　中間処理 1．脱水 2．焼却 3．破砕　最終処分 1．安定型 2．管理型 3．遮断型

処分受託者（処分業者）　住所　〒　氏名又は名称　電話番号
積替え又は保管　所在地　〒　電話番号　有価物拾集　1．有・2．無　数量数量　t，㎥
備考（廃棄物の特性と取扱い上の注意、工事種別、その他連絡事項等）

運搬担当者(1)　氏名（サイン又は受領印）　年　月　日
運搬担当者(2)　氏名（サイン又は受領印）　年　月　日
処分担当者（受）(1)　氏名（サイン又は受領印）　年　月　日
処分担当者（処分）　氏名（サイン又は押印）　年　月　日
産業廃棄物終了日（埋立処分、再生等）　年　月　日　確認者（サイン又は押印）

最終処分（埋立処分、再生利用となった場所、所在地／名称（委託契約書記載の最終処分場所については、委託契約書の処分先也る記入）

排出事業者保存用　収集運搬業者一社の場合　収集運搬業者二社の場合　排出事業者保存用

発行元：建設九団体副産物対策協議会　取扱元：建設マニフェスト販売センター　部分は記入不要の項目です

産業廃棄物管理票　※すでに販売されているが、今後、体裁の一部が変更される可能性があるので注意が必要

万一、排出事業者の手元へ戻るべきマニフェスト伝票が、期日（最終処分を含めて発行後一八〇日間）までに回収されない場合は、行政への報告が義務付けられる。

尚、E票がふえた新マニフェスト伝票と、その活用の手引き書となる「建設系廃棄物マニフェストの仕組み」（発行＝建設九団体副産物対策協議会）は、建設業協会にすでに販売されている。

従来のマニフェスト伝票からの切りかえは、平成十三年四月一日から運用開始となる。マニフェスト伝票の発行枚数や廃棄物の排出量については、毎年六月三十日までに、一年間分をまとめて行政へ報告しなければならない。

一部の案内書には、管理票（マニフェスト）交付等状況報告書の提出を一時不要とする説明があるが、埼玉県では従来通り、提出を義務付けとする見込み。詳しくは、所轄の行政窓口に確認した方が良い。

改正法・新法に則した産業廃棄物処理委託基本契約書については、（社）住宅生産団体連合会のホームページ（http://www.judanren.or.jp/haiki/）に掲載されているので流用されたい。その他種々の書式についても、（社）住宅生産団体連合会が発行した「低層住宅建設等廃棄物処理ガイドライン」を参照にすると良い。

改訂版

低層住宅建設系廃棄物処理
ガイドライン

平成11年3月

社団法人住宅生産団体連合会

低層住宅建設等廃棄物処理ガイドライン

トップページ

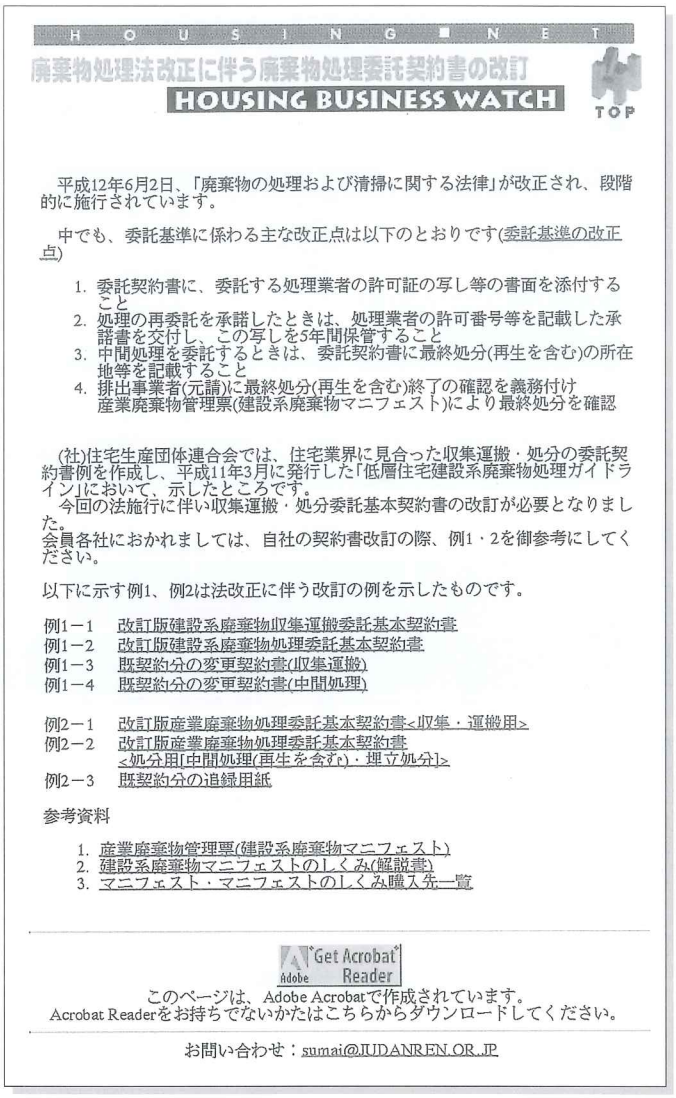

H O U S I N G ■ N E T

廃棄物処理法改正に伴う廃棄物処理委託契約書の改訂

HOUSING BUSINESS WATCH

TOP

平成12年6月2日、「廃棄物の処理および清掃に関する法律」が改正され、段階的に施行されています。

中でも、委託基準に係わる主な改正点は以下のとおりです(委託基準の改正点)

1. 委託契約書に、委託する処理業者の許可証の写し等の書面を添付すること
2. 処理の再委託を承諾したときは、処理業者の許可番号等を記載した承諾書を交付し、この写しを5年間保管すること
3. 中間処理を委託するときは、委託契約書に最終処分(再生を含む)の所在地等を記載すること
4. 排出事業者(元請)に最終処分(再生を含む)終了の確認を義務付け
   産業廃棄物管理票(建設系廃棄物マニフェスト)により最終処分を確認

(社)住宅生産団体連合会では、住宅業界に見合った収集運搬・処分の委託契約書例を作成し、平成11年3月に発行した「低層住宅建設系廃棄物処理ガイドライン」において、示したところです。
今回の法施行に伴い収集運搬・処分委託基本契約書の改訂が必要となりました。
会員各社におかれましては、自社の契約書改訂の際、例1・2を御参考にしてください。

以下に示す例1、例2は法改正に伴う改訂の例を示したものです。

例1－1　改訂版建設系廃棄物収集運搬委託基本契約書
例1－2　改訂版建設系廃棄物処理委託基本契約書
例1－3　既契約分の変更契約書(収集運搬)
例1－4　既契約分の変更契約書(中間処理)

例2－1　改訂版産業廃棄物処理委託基本契約書<収集・運搬用>
例2－2　改訂版産業廃棄物処理委託基本契約書
　　<処分用[中間処理(再生を含む)・埋立処分]>
例2－3　既契約分の追録用紙

参考資料

1. 産業廃棄物管理票(建設系廃棄物マニフェスト)
2. 建設系廃棄物マニフェストのしくみ(解説書)
3. マニフェスト・マニフェストのしくみ購入先一覧

Get Acrobat Reader

このページは、Adobe Acrobatで作成されています。
Acrobat Readerをお持ちでないかたはこちらからダウンロードしてください。

お問い合わせ：sumai@JUDANREN.OR.JP

㈳住宅生産団体連合会のホームページ
http://www.judanren.or.jp/haiki/

最後に一言

初めて営業にやってくる産廃処理業者は、大方、何らかの許可証の写しを持参してくる。許可を取得していることで、自社が適正処理業者であることをアピールするためだが、これに惑わされないようにしたい。前述したように、許可品目・処理可能量・処理施設と処理方法等、その内容をしっかりと検証したい。そして労を惜しまず、処理工場や処分場へ赴き、自身の目で実態を充分に確認することをお薦めする。

排出事業者や産廃事業者に対する罰則がさらに強化された

改正廃棄物処理法での主な罰則などの強化		
	改正前	改正後
排出事業者が産業廃棄物を無許可の処理事業者に処分委託した場合	1年以下の懲役、又は300万円以下の罰金	5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金
排出事業者や中間処理事業者がマニフェストを交付しなかった場合	罰則なし	50万円以下の罰金
最終処分の結果を示すマニフェストの写しを処理事業者が排出事業者に送付しなかった場合		
一般廃棄物を不法投棄した場合	1年以下の懲役、又は300万円以下の罰金	5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金
産業廃棄物を不法投棄した場合	3年以下の懲役、又は1000万円以下の罰金	
無許可営業、行政命令違反をした場合		
一般廃棄物又は産業廃棄物の不正輸出をした場合	50万円以下の罰金	3年以下の懲役、若しくは300万円以下の罰金
暴力団排除条項の新設（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者） 野焼き行為の禁止（一定の例外規定あり）		

中古住宅保証制度がいよいよスタート

（財）住宅保証機構

この4月より当機構の新たな保証制度として「中古住宅保証制度」を開始いたします。当保証制度の導入により「住宅性能保証制度」、「住宅完成保証制度」と併せて3つの保証制度を運営することとなり、工事中の安心や新築住宅の瑕疵担保責任期間（新築住宅引渡後10年）そして中古住宅の売買にいたるまで、トータルな保証をサポートすることとなりました。

中古住宅保証制度の創設主旨及び骨子等については、当住宅保証だよりの2月号において国土交通省木造住宅振興室の淡野課長補佐より寄稿いただいております。

本稿では、当保証をご利用いただくための住宅登録の手続き、基準、登録料などを中心にご紹介いたします。

1 中古住宅保証制度の概要

（1）目的

中古住宅の売主や買主が安心して売買できる環境を整備するため、中古住宅保証制度（以下、「本制度」といいます。）を創設します。

なお、本制度の創設により、

① 中古住宅流通市場の拡大
② 保証対象とするための修補や購入者による模様替え等リフォーム市場の拡大
③ リフォーム・住み替えに伴う関連消費・投資誘発・雇用の拡大
④ 建設廃材の減少による社会的な処理コストの縮減

などが図られ、良質な住宅ストックが社会的資産として形成・管理され、円滑に循環していくような市場の形成が促されることが期待されています。

（2）対象とする住宅

売買契約により所有権が移転される一戸建て住宅で、以下の要件を全て満たすものを本制度の対象とします。

イ　新築時点での中間検査の実施

性能保証住宅、住宅性能表示住宅、公庫融資住宅等公的機関による中間検査若しくは建築基準法による中間検査（躯体完了時、屋根工事完了時のものに限る）が実施された住宅であること。

ロ　築年数

登録申請時に、新築後15年以内の住宅であること。

ただし、新築後1年を経過していない住宅の場合は、売主等が居住の用に供した住宅に限ります。

ハ　中古住宅登録基準の適用

機構が定める中古住宅登録基準（※）に適合していること。

登録申請時（所有権移転前に限る）に、機構に登録された検査員による現場検査により確認されます。

※中古住宅登録基準は4を参照

（3）保証の仕組み

機構が一定の検査を行ったうえで住宅の基本構造部分について最長5年間の保証を行い、万が一保証期間内に欠陥が発見された場合、修補に要する費用の大部分について機構が保証金として負担します。

機構は、安定的な制度運営を図るため、国庫補助金等を活用しつつ中古住宅保証促進基金を整備するとともに、損害保険会社と保険契約を締結しています。

（4）保証内容

①保証対象部位

基礎、柱、梁などの構造耐力上主要な部分及び屋根、外壁などの雨水の浸入を防止する部分に欠陥が発見された場合に、機構は修補に必要な費用の相当割合を保証金として負担します。

②保証期間

住宅引渡し後5年間を保証期間とします。

ただし、雨水の浸入を防止する部分の保証については、機構が定める防水補修基準（外壁の塗替え等）に係るメンテナンスを引渡し前の3年間に実施している住宅については、当該部分の保証期間をメンテナンス実施後5年間とし、その他の住宅については住宅引渡し後2年間とします。

③保証金の額

保証金は修補等に必要な費用から10万円を控除した額の95％に相当する額とします。ただし、売主が宅建業者の場合、保証金は修補等に必要な費用から10万円を控除した額の80％に相当する額とします。

また、保証金の80％は機構、20％は損害保険会社で負担します。

（5）保証事故発生時の対応

保証期間内に構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分に係る欠陥が発見された場合、修補等に要する費用の相当割合が保証金として支払われることになりますが、当該費用は、売買契約の瑕疵担保責任期間内においては保証金は原則として責任を負うべき売主に、当該期間経過後は買主に直接支払われます。

2 住宅登録の手続き

住宅登録の手続きは、①現場検査申請の手続きと②保証申請の手続きの二つのステップが必要となります。

いずれの手続きも、都道府県に設置している機構の事務機関に申請いただきます。申請は、売主でも買主もしくは仲介業者の方などどなたでも構いません。また、いずれの申請の時期も買い主へ住宅がまだ引渡される前であることが必要です。

（1）現場検査申請

現場検査時においては、中古住宅登録基準に適合しているかどうかの機構に登録された検査員による現地検査も含め、上記1の（2）「対象とする住宅」の要件確認を行います。

これらの審査により、要件確認ができましたら、申請者に対して「中古住宅登録基準適合確認書」を交付いたします。

なお、現場検査に一部不適合である場合で、当該箇所を修繕等により是正した場合は、1回目の現場審査申請より割安な再現場検査申請（不合格の通知後6ヶ月以内に限る）の手続きもあります。

（現場検査申請時における必要書類）

○ 中古住宅現場検査申請書（定型書式）
○ 新築時に公的検査がなされたことを証する書類（住宅性能保証制度の保証書、住宅性能表示制度の建設性能評価書、公庫の現場審査に関する通知書、建築基準法による中間検査合格書のいずれかの写し）
○ 登記簿謄本
○ 図面（付近見取り図、平面図、立面図）
※寸法線等の記載がなくても可
○ 住宅履歴申告書（定型書式）
○ 防水に関する工事請負契約書等（防水に係る保証を2年超希望する場合のみ）
○ 増改築の際の建築確認書（写）（新築後、建築確認が必要な増改築を行った場合のみ）
○ 現場検査料の振込金（兼）手数料受領書

（2）保証申請

購入者と売買契約した後に、保証申請を行っていただ

きます。内容を確認のうえ、中古住宅の保証住宅として機構に登録され、保証書が交付されます。

なお、保証申請は、中古住宅登録基準適合確認書発行日より6ヶ月以内に行っていただく必要があります。(6ヶ月を経過した場合は、再現場検査申請が必要となります。)

(保証申請時に必要な書類等)

○ 中古住宅保証制度に係る保証申請書(定型書式)
○ 中古住宅登録基準適合確認書(現場検査後に機構から交付されたもの)
○ 売買契約書(写)
○ 保証申請(住宅登録)料の振込金(兼)手数料受領書

3 住宅登録料

上記2の手続きで示した現場検査申請時と保証申請時にそれぞれの段階で費用を納めていただきます。

(1) 現場検査申請時

32,550円(税込み、以下同じ)
※再現場検査の場合は15,750円

(2) 保証申請時

① 売主が宅建業者以外(個人等)の場合
240円(※3)×のべ床面積(㎡)+15,750円
② 売主が宅建業者の場合
200円(※3)×のべ床面積(㎡)+15,750円

■中古住宅保証制度の申込手続きフロー

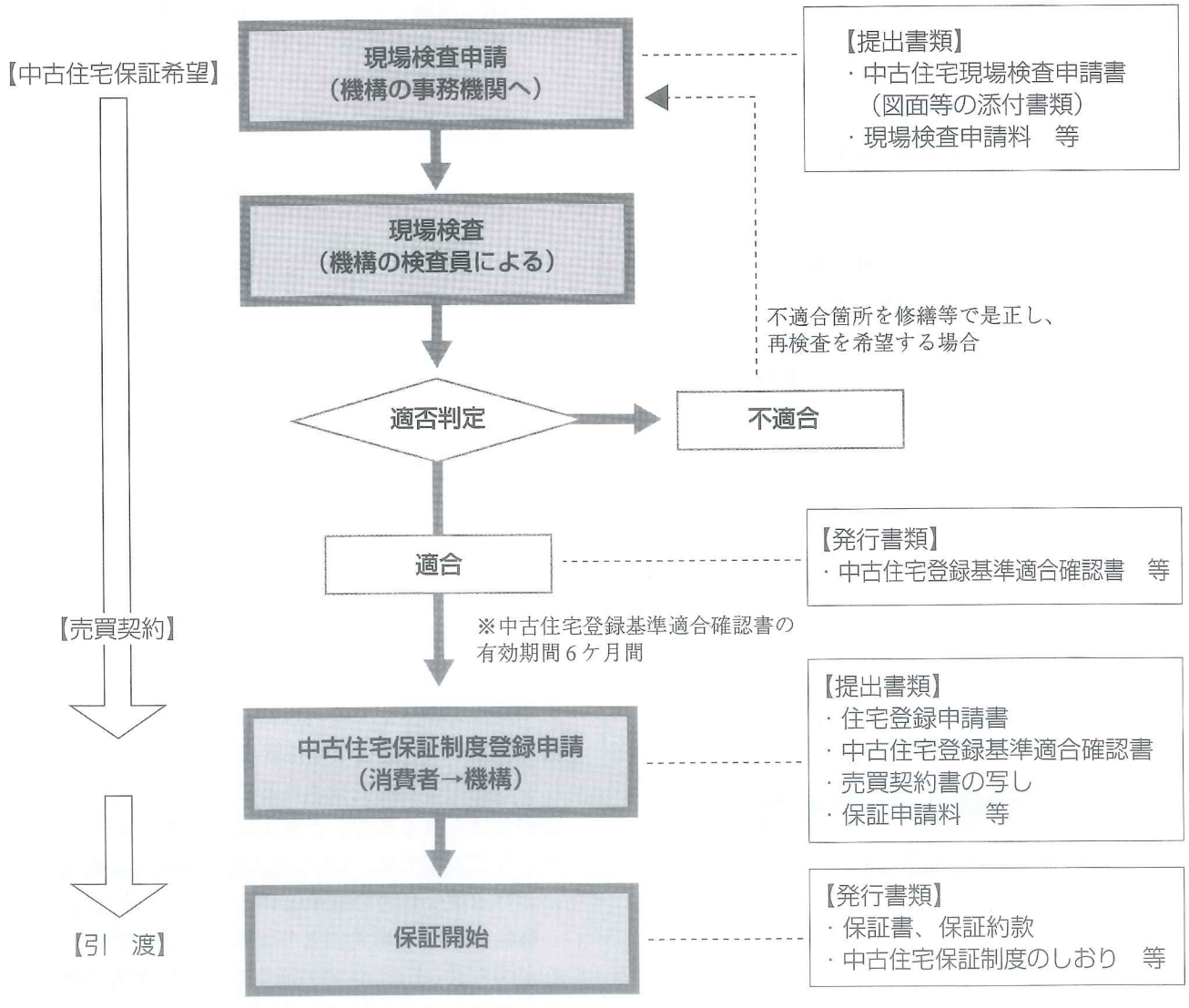

（参考）具体的な住宅登録料（例示）

①売主が宅建業者以外（個人等）の場合

＜住宅登録料（現場検査申請料（※4）＋保証申請料）の例＞

住宅の延べ床面積（㎡）	住宅登録料（円、消費税込み）
90	69,900
110	74,700
130	79,500

②売主が宅建業者の場合

＜住宅登録料（現場検査申請料（※4）＋保証申請料）の例＞

住宅の延べ床面積（㎡）	住宅登録料（円、消費税込み）
90	66,300
110	70,300
130	74,300

※3 保証金の負担比率が、売主が宅建業者の場合（80%）とそれ以外の場合（95%）で異なるため、住宅登録料に差を設けています。検査に不合格になった場合は現場検査手数料のみ負担していただきます。

4 中古住宅登録基準

保証を付すための中古住宅登録基準は、対象住宅の表面に表れている不具合の状況が一定範囲であるかどうかの確認を行うことを前提に構成しています。

当基準は、住宅品質確保促進法第70条の規定に基づく住宅紛争処理の参考となるべき技術的基準に規定するレベル2（構造耐力上主要な部分に瑕疵が存する可能性が一定程度ある状況）に該当しないことを基本に住宅性能保証制度の保証実績や住宅金融公庫などの他機関の制度等を参考に設定しました。

基準の構成は、全ての対象住宅に適用する「中古住宅部位別登録基準」（資料１）と雨水の防水性能について２年を超える保証申請のある住宅に適用する「防水補修基準」（資料２）によります。

なお、事前に当基準に適合しているかどうか自己チェックできるよう「住まいの診断チェックリスト」を用意しています。事務機関で入手可能ですし、機構のホームページでも内容確認できますので、是非ご活用ください。

5 保証の対象となる事故（不具合）について

保証の対象となる事故（不具合）は、保証住宅の新築または増改築された当時の法規制等も勘案して、保証の対象となる部位が社会通念上当然有すべき性能を下回ると、言い換えれば構造耐力及び雨水浸入防止に関し本来の機能を果たしていない状態（通常、住宅に欠陥があるといわれる状態）を指します。

一方、住宅における欠陥は、目に見えない部分に起因するものが多いのが実状です。

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」では、同法第70条の規定に基づき「住宅の紛争処理の参考となるべき技術的基準」を定め、住宅表面に表れた床の傾斜や壁のひび割れなどの不具合事象の程度と基本構造部分に構造上の欠陥（瑕疵）が発生している可能性との相関関係が例示されています。

中古住宅保証制度の保証住宅についても、住宅の表面上の不具合の程度から基本構造部分に欠陥が存する可能性を判断する場合、当該基準はひとつの目安として判断されます。

（参考）「住宅の紛争処理の参考となるべき技術的基準」
～住宅の品質確保の促進等に関する法律第70条に基づく技術基準より

〈瑕疵が存する可能性が高いレベル（レベル3）の記載例〉

- 床の傾斜　6／1000以上
- 壁又は柱の傾斜　6／1000以上
- 基礎等のひび割れ　幅0.5㎜以上
- 乾式仕上材のひび割れ　複数の仕上げ材（直下の仕上げ材が乾式であるものに限る）にまたがったひび割れ
  仕上材と乾式の下地材にまたがったひび割れ
  仕上げ材と構造材にまたがった幅0.5㎜以上のひび割れ

おわりに

この中古住宅保証制度は、中古住宅の売買における保証制度でありますが、新築住宅として供給される際にも是非消費者にご説明いただければ幸いです。例えばその住宅が住宅性能保証住宅であれば「新築時点における検査に適合しているので、適切な維持管理、点検を行っていれば、仮に中古住宅として売買されることとなった際に、機構の保証が受けられるので、よりスムーズに売買ができますよ」というご説明です。（もちろん住宅性能保証制度の残期間における被保証者の継承という手続きも可能です。）

当保証制度の導入により、中古住宅の売買における安心が図られ、また、住宅の所有者と供給業者の方が協力しあい適切な維持、管理、修繕が促進され、良質な住宅ストックの形成の一助となることを期待します。

■資料１　中古住宅部位別登録基準

部位				検査内容
外部	基礎	又は塗装仕上コンクリート打放し		幅0.3㎜以上のひび割れ
				深さ5㎜以上の欠損
				コンクリートの著しい劣化
				さび汁を伴うひび割れ、欠損
				鉄筋の露出
				蟻害（白蟻の蟻道を含む）
		モルタル仕上		仕上材と構造材にまたがった幅0.3㎜以上のひび割れ
				構造材における深さ5㎜以上の欠損
				さび汁を伴うひび割れ、欠損
				鉄筋の露出
				蟻害（白蟻の蟻道を含む）
	外壁	又は塗装仕上打放しコンクリート		幅0.3㎜以上のひび割れ
				深さ5㎜以上の欠損
				コンクリートの著しい劣化
				さび汁を伴うひび割れ、欠損
				鉄筋の露出
		塗壁		仕上材から下地材（ラス網、ボード、防水紙及び構造材）の表面まで貫通したひび割れ、欠損
				仕上材の浮き
		タイル（湿式）		下地材（合板及び構造材）にまたがったひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落
				複数のタイルにまたがったひび割れ、欠損
				タイルの浮き
		乾式仕上	金属	著しい錆び及び化学的侵食
			木材	腐朽、蟻害
			共通	仕上材から下地材（ラス網、ボード、防水紙及び構造材）にまたがったひび割れ、欠損及び剥落
				複数の乾式仕上材にまたがったひび割れ、欠損
		共通		基本的性能に支障のある菌体（カビ，茸等）の付着
				シーリング材の幅0.3㎜以上の破断及び欠損
	軒裏	又は塗装仕上打放しコンクリート		幅0.3㎜以上のひび割れ
				深さ5㎜以上の欠損
				コンクリートの著しい劣化
				さび汁を伴うひび割れ、欠損
				鉄筋の露出
		塗壁		仕上材から下地材（ラス網、ボード、防水紙及び構造材）の表面まで貫通したひび割れ、欠損
				仕上材の浮き
		乾式仕上		木材の腐朽、蟻害
				仕上材から下地材（ラス網、ボード、防水紙及び構造材）にまたがったひび割れ、欠損又は剥落
				複数の乾式仕上材にまたがったひび割れ、欠損
		共通		軒裏天井の雨漏り、雨漏りの跡
				基本的性能に支障のある菌体（カビ，茸等）の付着
				シーリング材の幅0.3㎜以上の破断又は欠損
	雨樋			雨樋の破損及び取付金具の緩み
	屋根			屋根葺き材に耐久性上又は防水上支障のある破損、ずれ、ひび割れ、劣化、欠損、浮き又ははがれ
				陸屋根等の場合には、防水上支障のある防水層の劣化、水切り金物等の不具合
	バルコニー			基本性能に支障のある支持部材、床若しくは手すりのぐらつき、ひび割れ又は劣化
				木材の腐朽、蟻害
				陸屋根等で直下に居室等がある場合には、防水上支障のある防水層の劣化、水切り金物等の不具合
内部	土台床組			木材の腐朽、蟻害
				基本性能に支障のあるひび割れ、劣化、欠損、菌体（カビ，茸等）の付着、鉄筋の露出又はさび汁の発生
	床			床の著しい沈み
				基本性能に支障のあるひび割れ、劣化、欠損、菌体（カビ，茸等）の付着
				木材の腐朽、蟻害
				3/1,000以上の勾配※1の傾斜
	柱・はり			基本性能に支障のあるひび割れ、劣化、欠損、菌体（カビ，茸等）の付着、鉄筋の露出又はさび汁の発生
				木材の腐朽、蟻害
				3/1,000以上の勾配※2の傾斜

部位			検査内容
内部	内壁	又は塗装仕上打放しコンクリート	幅0.3㎜以上のひび割れ
			深さ5㎜以上の欠損
			コンクリートの著しい劣化
			さび汁を伴うひび割れ、欠損
			鉄筋の露出
		塗壁	仕上材から下地材（ラス網、ボード、防水紙及び構造材）の表面まで貫通したひび割れ、欠損又は剥落
			仕上材の浮き
		タイル（湿式）	下地材（合板及び構造材）にまたがったひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落
			複数のタイルにまたがったひび割れ、欠損
			タイルの浮き
		乾式仕上	クロス張りの下地材（石膏ボード及び合板等）のひび割れ又は欠損
			木材の腐朽、蟻害
			仕上材から下地材（ラス網、防水紙及び構造材）にまたがったひび割れ、欠損又は剥落
			複数の乾式仕上材にまたがったひび割れ、欠損
		共通	基本性能に支障のある菌体（カビ，茸等）の付着
			3/1,000以上の勾配※2の傾斜
			雨漏りの跡
	天井	又は塗装仕上打放しコンクリート	幅0.3㎜以上のひび割れ
			深さ5㎜以上の欠損
			コンクリートの著しい劣化
			さび汁を伴うひび割れ、欠損
			鉄筋の露出
		塗壁	仕上材から下地材（合板及び構造材）の表面まで貫通したひび割れ又は欠損
			仕上材の浮き
		タイル（湿式）	下地材（合板及び構造材）にまたがったひび割れ、欠損、浮き、はらみ又は剥落
			複数のタイルにまたがったひび割れ、欠損
			タイルの浮き
		乾式仕上	クロス張りの下地材（石膏ボード及び合板等）のひび割れ又は欠損
			木材の腐朽、蟻害
			仕上材から下地材（ラス網、防水紙及び構造材）にまたがったひび割れ、欠損又は剥落
			複数の乾式仕上材にまたがったひび割れ、欠損
		共通	基本性能に支障のある菌体（カビ，茸等）の付着
			雨漏りの跡
		小屋組	木材の腐朽、蟻害
			基本性能に支障のあるのひび割れ、劣化、欠損、菌体（カビ，茸等）の付着、鉄筋の露出又はさび汁の発生
			雨漏りの跡
設備	給水		給水栓の周囲の水漏れ
	排水		トラップの周囲の水漏れ
	台所		シンク等の割れ又は腐食
	洗面所		洗面器の割れ
			洗濯機用防水パンの割れ
	浴室		浴槽の割れ又は腐食
			浴室内の床、壁等のタイル等の仕上材の割れ
			浴室ユニットのジョイント部の割れ又は隙間
	便所		便器、水洗タンク等の割れ（補修は不可）
			便器、水洗タンク等の周囲の水漏れ

※1）凹凸の少ない仕上げによる床の表面における２点（３m程度以上離れているものに限る。）の間を結ぶ直線の水平面に対する角度をいう。

※2）凹凸の少ない仕上げによる壁又は柱の表面と、その面と垂直な鉛直面との交差する線（２m程度以上の長さのものに限る。）の鉛直線に対する角度をいう。

資料２　中古住宅保証における防水補修基準
～雨水浸入の防水性能に係る保証を２年超とする基準

１　外壁

外壁全面に対して、既存の外壁の仕上げ等に応じて次の防水補修工事を行うこと。

①モルタル仕上げ、リシン吹付け、吹付タイル等の場合
表面を清掃のうえ、同質の材料で仕上げなおす。

②サイディングの場合
表面を清掃のうえ、同質の塗材で塗装する。

③板張りの場合
防腐剤の混入された塗剤で塗装する。

④シーリング材が施されている場合
シーリング個所についてバックアップ材が施されていない場合はバックアップ材を施工する。

⑤その他①から④と同等の工事
仕上げを変更する場合は、変更される仕上げに適した下地処理を施す。（下地処理も含め機構の設計施工基準レベルであること。）

２　屋根等

屋根まわりの部材に応じて次の防水補修工事を行うこと。

①破風及び軒先の鼻隠し等が木材による場合
交換もしくは防腐剤の混入された塗剤で再塗装する。

②板金加工した雨どいがある場合
さび止め再塗装を行う。

③バルコニー直下に居室等を有する場合
当該バルコニーの排水ドレインは、シーリングのやり直し等の防水処理を施す。

資料３　中古住宅保証制度の利用意向

■不動産業者向け
（平成13年2月住宅保証機構調べ、解答数：920）

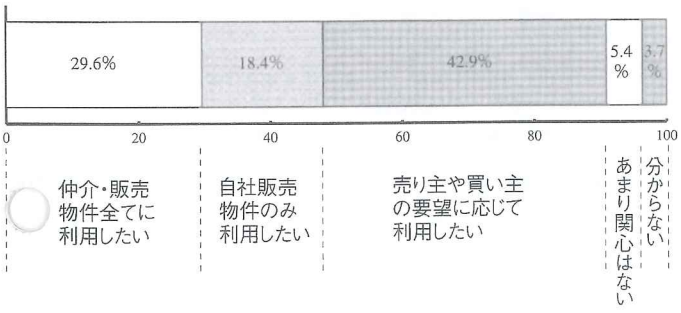

■消費者向け※中古住宅売買を想定した場合
（平成12年8月住宅保証機構調べ、解答数：697）

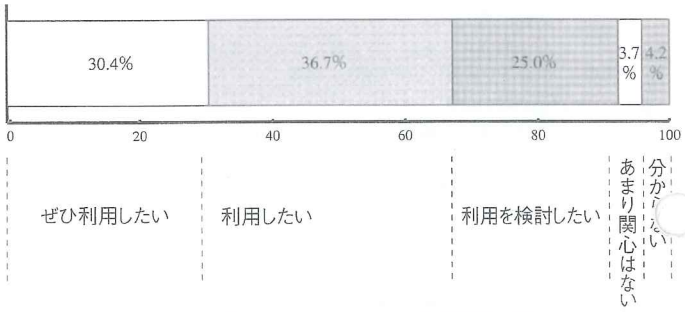

中古住宅保証制度のパンフレットも完成

お近くの事務機関にご請求下さい
ホームページでもご覧になれます
（アドレス http://www.ohw.or.jp）

住宅性能表示制度の現状

住宅性能表示制度は、昨年四月一日に施行された「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に規定された制度であり、この法に基づき、七月十九日に各種の基準が告示され、十月三日に「指定住宅性能評価機関」が指定されて、全ての制度が整ったことになる。

この制度は、任意の制度であることからどの程度普及するのかが、事前の段階から興味の対象ともなっていた。

今回、一月二十日時点での、この制度の利用状況を調査してみた。調査は、埼玉県を業務範囲とする十五機関にアンケート形式で行った。その結果は表一のとおりである。この結果から見る限り、極めて低調であるといわざるを得ない。

これについて「さいたま住宅検査センター」の岩崎検査部長は、「評価を受けることが当初考えていたより難しく、工務店等の体制が整いきれないのではないか」と話している。このことは、同時に行った「審査などの際に困った事例があったらご記入ください」との問いかけに寄せられた各機関の回答（表二）にも現れている。

また、評価機関としても、「日本住宅性能表示基準」及び「評価方法基準」だけでは判断しきれない事例があり、困惑しているとの回答も多く、混乱していることがわかる。

これらの混乱は、新制度が始まる際のやむを得ないものといえるかもしれない。特にこの制度は、設計段階では、構造の安定から始まり、高齢者への配慮まで住宅の全てにわたり、建設段階では、現場で施工した内容を的確に検査員に示さなければならないなど、全ての段階でこれまでの体制の見直しを迫られるものとなっている。

これらのことを考えれば、始まってわずか四ヶ月のこの段階で低調なのは、やむを得ないことと言えるのではないだろうか。

【表1】　評価申請件数一覧表（戸建住宅、上位5社+県内機関）

社名	設計住宅性能評価	建設住宅性能評価	対象地域
A 社	83	58	全国
B 社	82	55	全国
C 社	67	30	関東など
D 社	50	30	全国
E 社	21	15	全国
F 社	13	2	埼玉県

【表2】　審査の際などに困った事例（複数回答）

設計住宅性能評価	申請者が理解不足で提出図書に不備が多い	5 社
	建築主が希望しても工務店が対応できず断念した	2 社
	評価方法基準の解釈が難しい	5 社
建設住宅性能評価	施工関連図書が未整備で現場確認に手間取った	3 社
	勝手な変更部分があり設計時の等級を満たさなくなった	2 社
	工程の変更で検査日の設定が難しい	2 社

（注）回答数／設計住宅性能評価：8社、建設住宅性能評価：6社

では、「今後はどうか」ということが問題となる。これについて前出の岩崎検査部長は、「相談に来る工務店が多く、「当社は、これからは原則全ての住宅で行う」という業者もあることから、飛躍的に伸びる可能性もある」とのことであった。

工務店等の申請者側の体制は整いつつあり、また設計段階での難しさも、この制度に対応したソフトが開発されるなど、サポート体制も整ってきている。

また、紛争を安価でかつ迅速に解決してくれる紛争処理機関の利用など、性能表示を利用することで、間接的に得られるメリットも多く、いま、国で検討が進められている中古住宅の瑕疵保証制度などの、良質な住宅をストックするための各種の制度が、この評価住宅を対象に行われることは間違いないことから、今後、大きく伸びることが予想されるのではないだろうか。

県内を業務区域とする性能評価機関の問い合わせ先

名　　称	問い合わせ先
㈶さいたま住宅検査センター	048-823-1251
㈱埼玉建築確認検査機構	048-835-7311
㈶ベターリビング	03-5211-0599
㈶日本建築センター	03-3434-8334
㈶日本建築設備・昇降機センター	03-3591-2004
ハウスプラス住宅保証㈱	03-5777-1436
㈱都市住宅技術評価機構	03-3456-5463
日本イーアールアイ㈱	03-3796-0223
㈱住宅性能評価センター	03-5367-8730
㈱日本住宅保証検査機構	03-3635-4143
㈱東日本住宅評価センター	045-503-3801
㈱さいたま住宅性能評価事務所	048-834-2892
㈱日住研	045-913-9422
㈱都市居住評価センター	03-3504-2384
㈱キュービーシー	03-3504-6605

埼玉「すまい・まちづくり2000」交流展

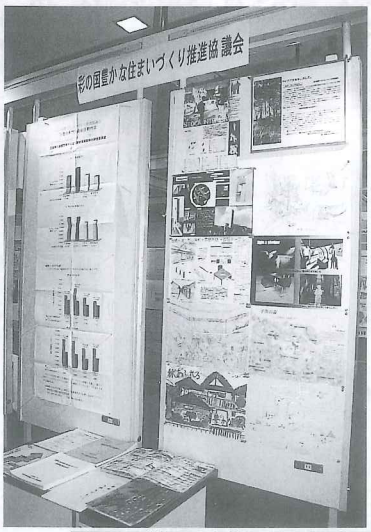

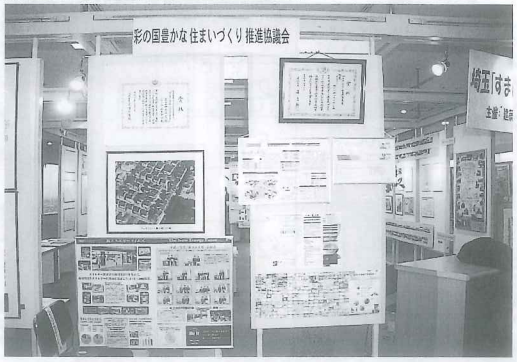

二〇〇一年一月十九日（金）～二十四日（水）大宮ソニックシティ三十一階のテプコソニック展示ホール、イベントホールにおいて、『埼玉「すまい・まちづくり2000」交流展』が開催され、当協議会も参加しました。

展示ホールでは、協議会の活動に関するコーナーや、また会員の㈱中央住宅、㈱アキュラホーム、大野建設㈱が賞を獲得した住宅建設手法などが展示されました。また、イベントホールでは、住環境専門委員会村上氏、岩見氏の「建設廃棄物とリサイクル」と題する講演が行われ、たくさんの参加者が集いました。